

## 平成22年第1回本巢市議会定例会議事日程（第2号）

平成22年3月5日（金曜日）午前9時 開議

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 議案第4号 本巢市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 日程第3 議案第5号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 日程第4 議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第5 議案第7号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第6 議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第7 議案第9号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 日程第8 議案第10号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第9 議案第11号 本巢市文殊の森公園条例の一部を改正する条例について
- 日程第10 議案第12号 本巢市民文化ホール条例の一部を改正する条例について
- 日程第11 議案第13号 本巢市特定環境保全公共下水道本巢浄化センター建設工事の委託に関する基本協定の変更について
- 日程第12 議案第14号 根尾西辺地に係る総合整備計画について
- 日程第13 議案第15号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第14 議案第16号 金原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 日程第15 議案第17号 市道路線の廃止及び認定について
- 日程第16 議案第18号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 日程第17 議案第19号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 日程第18 議案第20号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第19 議案第21号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 日程第20 議案第22号 平成22年度本巢市一般会計予算について
- 日程第21 議案第23号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 日程第22 議案第24号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第23 議案第25号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 日程第24 議案第26号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 日程第25 議案第27号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 日程第26 議案第28号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 日程第27 議案第29号 平成22年度本巢市水道事業会計予算について
- 日程第28 請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する旨の意見書提出を求める請願について
- 日程第29 請願第2号 選択的夫婦別姓導入に反対する旨の意見書提出を求める請願について

---

## 本日の会議に付した事件

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 議案第4号 本巢市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例について
- 第3 議案第5号 本巢市職員定数条例の一部を改正する条例について
- 第4 議案第6号 本巢市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例について
- 第5 議案第7号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例について
- 第6 議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例について
- 第7 議案第9号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例について
- 第8 議案第10号 本巢市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例について
- 第9 議案第11号 本巢市文殊の森公園条例の一部を改正する条例について
- 第10 議案第12号 本巢市民文化ホール条例の一部を改正する条例について
- 第11 議案第13号 本巢市特定環境保全公共下水道本巢浄化センター建設工事の委託に関する基本協定の変更について
- 追加日程第1 議会だよりの中で私の意思でない文面が記載されていることについて
- 第12 議案第14号 根尾西辺地に係る総合整備計画について
- 第13 議案第15号 本巢東辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第14 議案第16号 金原辺地に係る総合整備計画の変更について
- 第15 議案第17号 市道路線の廃止及び認定について
- 第16 議案第18号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第4号）について
- 第17 議案第19号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）について
- 第18 議案第20号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第19 議案第21号 平成21年度本巢市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）について
- 第20 議案第22号 平成22年度本巢市一般会計予算について
- 第21 議案第23号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計予算について
- 第22 議案第24号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算について
- 第23 議案第25号 平成22年度本巢市老人保健医療特別会計予算について
- 第24 議案第26号 平成22年度本巢市簡易水道特別会計予算について
- 第25 議案第27号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計予算について
- 第26 議案第28号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計予算について
- 第27 議案第29号 平成22年度本巢市水道事業会計予算について
- 第28 請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する旨の意見書提出を求める請願について
- 第29 請願第2号 選択的夫婦別姓導入に反対する旨の意見書提出を求める請願について

---

出席議員（18名）

1番	江崎達己	2番	鏝本規之
3番	黒田芳弘	4番	舩渡洋子
5番	臼井悦子	6番	高田文一
7番	高橋勝美	8番	安藤重夫
9番	道下和茂	10番	中村重光
11番	村瀬明義	12番	若原敏郎
13番	瀬川治男	14番	後藤壽太郎
15番	上谷政明	16番	大西徳三郎
17番	遠山利美	18番	鵜飼静雄

---

欠席議員（なし）

---

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職、氏名

市長	藤原勉	副市長	小野精三
教育長	白木裕治	総務部長	鷺見良雄
企画部長	高田敏幸	市民環境部長	藤原俊一
健康福祉部長	村瀬光廣	産業建設部長	山田英昭
林政部長兼 根尾総合支所長	山田道夫	上下水道部長	杉山尊司
教育委員会 事務局長	成瀬正直	会計管理者	矢野博行

---

本会議に職務として出席した者の職、氏名

議会事務局長	河合重光	議会書記	安藤正和
議会書記	吉村太志		

---

### 開議の宣告

議長（遠山利美君）

皆さん、おはようございます。

ただいまの出席議員数は18人であり、定足数に達しております。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 日程第1 会議録署名議員の指名

議長（遠山利美君）

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員に、会議規則第81条により、議席番号15番 上谷政明君と16番 大西徳三郎君を指名いたします。

### 日程第2 議案第4号（質疑・委員会付託）

議長（遠山利美君）

日程第2、議案第4号 本巣市行政組織の改正に伴う関係条例の整理に関する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

本条例について直接的には関係はないというものの、せんだっていただきました資料によると、例えば健康増進課の保健係の統廃合が記されています。このことによって具体的にどのような変化があるのか、このことについて一つお伺いしたいと思います。

もう1点は、こうした組織の改編については行政側の都合でよりやりやすい方式に改めていくということは結構だと思います。けれども、私のこれまでの経験からすれば、いきなり議題として提起される前に、議会に対して何らかの打診や、あるいは話があったというふうに思っています。今後さらにさまざまな改編を行政改革ということで進められていくと思いますけれども、そうしたときに議案として出されるまで議会には知らされないのか、そのあたりの進め方について見解をお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

○総務部長（鷺見良雄君）

それでは、1点目の健康増進課の所管しております3保健センターの統合関係についてお答えをいたします。

昨年来、猛威を振るっておりました新型インフルエンザ等の対応を見ておきますと、健康福祉部の部長の属する庁舎は真正分庁舎でございます。健康福祉部の属する場所といたしましては、真正保健センターに入っております。それ以外、各系貫とか本巢の保健センターにそれぞれ職員がいるわけでございます。限られた人材の中で、それら健康管理に关します危機管理を想定しますと、指揮・命令系統の一本化がどうしても必要になってくるということで、それらに対応する市民サービスの提供とともに、危機管理上も組織の一本化、指揮・命令系統の一本化が望ましいと考えているわけでございます。

そのような観点から、真正分庁舎、いわゆる健康福祉部が所属します真正分庁舎内に健康増進課を設置することによって指揮・命令系統の一本化、市長部局内の指揮・命令系統の簡素化に資するものと考えておまして、先ほど申し上げましたような新型インフルエンザ等に係る危機管理体制におきましても、迅速かつ正確な情報のやりとりができると、かように考えておまして、現在作業をしております各保健センターには、統合後、各保健センターに向いて仕事をしていくということで、当面、各保健センターの機能としては存続をするわけでございますが、将来的には、組織表にもございますように、組織の簡素化を行いながら、少しでも市民サービスの向上につなげていくというねらいを持って今回の改正とさせていただきます。

2点目の、議会に対して報告がないというような御発言をいただいたわけでございます。今回の例をとりますと、行政組織内部の問題が大きな要因でございまして、当然、市民皆様方に大きく影響する改正も今後考えなければならない状況でございます。現在提案しております定数条例の関係においても定数の削減等々を積極的に進めているわけございまして、それらと相まって行政組織の簡素・スリム化は避けて通れない状況だと考えております。そういう場合には、可能な限り皆様方にお知らせすることを否定するものではございません。可能な限り、市としては情報開示をして、市民生活に大きな影響が及ぶものについては丁寧に御説明申し上げていきたいと考えておりますので、よろしくお願ひします。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

あとはそれぞれの委員会でもた論議をしてもらえばいいんですが、念のためもう一度だけ申し上げていきますと、少なくとも当面は市民のサービス、市民側から見ても変更はないと、内容的にはというふうに理解しておいてよろしいでしょうかということと、それと2点目については、いろんなことを考えていかれるときに、最終決定してこうですよと言うだけでは、やはりいろんな思い違いがいろいろ出てくる、考え方の問題の違いも出てくるんで、やっぱり市としてこういう方向で今考えているんだという政策形成過程のどこかで議会の意見を聞くという場も必要ではないかとい

うふうに思うんですね。特に今総務部長が言われた市民生活に影響があるような変更についてはそういった配慮も必要だろうというふうに思いますが、その点だけ再確認して終わります。

○議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

○総務部長（鷺見良雄君）

基本的には先ほど申し上げましたように、組織のことにつきましては、まだまだ市民ニーズの多様化と相まって組織の統廃合というのは必要になってきます。現在考えております、先ほど申し上げました保健センターの内容についても、将来にわたってこれを担保していくということではございません。とりあえず、今お示ししております内容で事務の流れを検証しながら、よりよいものに変えていくという姿勢は持っておりますので、御理解をお願い申し上げます。

2点目につきましては、議員御指摘のとおり、できる限り市民生活に大きな影響を及ぼすものについては今後とも積極的に開示していくという姿勢には変わりございませんので、御理解をお願いします。

○議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第4号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第4号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第3 議案第5号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第3、議案第5号 本巣市職員定数条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第5号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第5号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

日程第4 議案第6号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第4、議案第6号 本巣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例につ

いてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第6号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第6号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第5 議案第7号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第5、議案第7号 本巢市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第7号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第7号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第6 議案第8号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第6、議案第8号 本巢市非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

##### ○18番（鵜飼静雄君）

この件につきましては、提案理由として「市民のボランティアによる市政参画を推進することにより改正」というふうになっています。もともと市民ができることは市民にお願いしながら、市がやるべきことは市がやるという意味で両者が話し合いながら、市民参画、市民協働というのを進め

ていくというのがいいというふうに私は思っておりますので、そういう観点からしてもこのことについてとやかく言うものではありませんが、今回、提案理由としてこのように明記されたということは、これからこれをこうした市民参画、市民協働を大きく進めていく具体的な一つのあらわれだろうし、またこれから進めていく第一歩を大きく踏み出したのかなというふうにも思いますが、来年度、総合計画の後期計画をつくっていく、そうした中でこのことについてどのように位置づけをしていこうと考えておられるのか、今の段階でお考えがありましたらお伺いしたいと思います。

**○議長（遠山利美君）**

企画部長 高田君。

**○企画部長（高田敏幸君）**

市民協働、あるいは市民参画、こういったことにつきましては、今の総合計画の中にも規定がしてございますが、それにつきましては、5年間の間にパブリックコメントの制度をつくったり、あるいはいろんな委員会に市民を登用したりということで市民意識の醸成等も図ってきたわけでございますが、今回、新たに後期基本計画を策定する中におきましては、こういった本当に市民が言葉で言ってもなかなか協働についての醸成がされてこないというようなことにつきましては、実際、市民と一緒にやっていただくような事業もその後期基本計画の中に入れながら、そういったことに取り組んでまいりたいというふうに思っておりますので、今回、私どもの担当であります交通ママさんにつきましても、そういった観点からボランティアで募集しながら進めていきたいということでございますので、御理解を賜りたいと思います。

**○議長（遠山利美君）**

ほかに質疑ありますか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第8号については、総務企画委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第8号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

**日程第7 議案第9号（質疑・委員会付託）**

**○議長（遠山利美君）**

日程第7、議案第9号 本巢市国民健康保険税条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

鶴飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回の国保税条例の改正を見て、その数字だけ見ても非常に大きいというふうに思いましたけれども、改めて具体的な例に当てはめて試算をしてみますと、例えば40歳以上の夫婦で子供が2人の場合、所得金額が200万円の方は20万3,000円から34万1,000円に、これは医療費分だけではありますが、300万円の方は25万3,000円から43万100円と、170%、7割もの増税になるわけでもあります。しかも、例えばそのほか後期支援とか、あるいは介護納付金、そういったものを含めると200万円の場合に今現状でトータルで34万円ですが、今度は48万8,000円ということで、所得金額に比べてみますと、何と24.4%、4分の1が国保税に取られちゃうという本当にひどい状態に陥ってまいります。この比率は、所得の少ない人ほど大きくなっていくということは12月の定例会で質問したときにお示ししたとおりであります。医療費がかかったから仕方がないんだということであれば、もうそこには社会保障としての精神がどこかに飛んでしまっているというふうに言わざるを得ません。本当に医療費が上がるにしても、今の市民の生活状態、経済状況、いろんなことを勘案して市としてできることはやる。市民にこれだけは最大限お願いしたいというふうにやるべきではないか。そういうことから考えてみれば、今回の70%のアップというのはとてつもない話だと思うんですが、そのあたりはどのように配慮をされてきているのか、そういった考えがあったら、まずお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

○市民環境部長（藤原俊一君）

今回の保険税の見直しにつきましては、確かに大きな額で、低所得者等には大変大きな負担がかかるかと思っております。それは認識しております。しかしながら、最近の医療費の伸びというのは年々非常に大きく増加しております。今の状況を見ますと、相当な額が食い込んで国保財政に非常に圧迫をかけるというようなこともありまして、確かにその低所得者、今170%というようなことも議員御指摘のとおりですが、確かに異常で、確かに上がります。しかしながら、私どももその個人個人のその所得に応じて減免措置も対応していきたいと、そんなようなことで考えておりますので、御理解の方をよろしくお願ひしたいと思ひます。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

これも委員会でしっかり論議をしていただきたいと思ひますので、そうたくさんは申しませんが、今、減免措置という話がありましたけれども、例えば所得金額が200万円のあたりの方でどれだけの人が減免を受けているかということをお聞きしますと、96.8%の人が受けていないですね、通常世帯、すなわち3.2%の人しか何らかの減免措置を受けていないというふうにお話されています。

100万を下回るような、80万とか、そういうあたりの方は半分近くの方が減免を受ける、あるいは

は7割ぐらいの人が何らかの減免を受けるということがありますがけれども、だから、実際に先ほど例に挙げました200万ぐらいの人ですと、まさに4分の1が国保税、医療費がまたかかる、そのほか生活のお金がかかる、どうやって生きていけばいいのかという声の本巢市だけでなく全国的にも大きく上がってきています。そうした中で減免措置がとれる部分はいいですけど、そうでない部分も多いわけですね、現実的に。だから、そういったところにどういうふうに配慮していくか。確かに国保財政の問題もありますが、でも、出発点は、市民の暮らしをどう守っていくかということだと思うんですね。暮らしが成り立たないような状況になって国保財政を安定させても意味がないんです。だから、そのあたりについては、再度いろんな手だても含めて再考する必要があるというふうに私は思っています。だから、そういったことも含めて委員会でぜひ協議をしっかりとしてほしいというふうに思っています。答弁は結構です。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

高田君。

○6番（高田文一君）

今、国保税のお話は、確かに値上げ、金額を試算しただけでもえっと驚く金額でございますが、一つは、まずは医療費が高いということは、病気にならないということ、いわゆる健康づくりではないかと思うんですね。先ほど来、市民の協働参画とか、あるいは健康増進課の統合の話がございますように、その問題は1課、一つの部署でやるのではなく、あらゆる総合的な行政の考えを集中しながら、市民の健康づくりをさらに進めていただきたいと思うんですね。特に今回、後期総合計画が見直されるという大きな年でございますので、ぜひ健康づくりは、あらゆる部署でそのことに努めていくということを切望したいと思います。

例えば、教育委員会であれば軽スポーツであったり、青少年教育であったり、いわゆる総合学習の中でもそういう健康づくりを入れていくとか、あるいは自治会では、最近殺伐とした自治会、そういうことが言われています。自治会の中でもそういうことをみんなで助け合っていく、そういう精神の中でも常に精神の健康と体の健康、そんなこともあらゆる部署で総合的に計画をつくってくださって、まず健康づくりをいろいろ総合計画の中にも積極的に取り入れていただきたいと思うんですが、その辺、市長さん、お考えがあったらお聞かせいただきたいと思います。

○議長（遠山利美君）

藤原市長。

○市長（藤原 勉君）

今の高田議員のお話はごもっともございまして、やはり何といたっても病気にならない健康づくりというのが一番大事でございまして、これから高齢化社会を迎えた場合でも、やっぱり健康で長生きするというのが我々にとっては一番大きな目標だろうというふうに思っています。病気で長生きしていても仕方がないという思いもありますし、できるだけ健康で人生を過ごすというのは、やはり我々生きている者にとっては最大の願望だろうというふうに私は思っています。

そういったことで、小さいときから、小学校から含めてずっと高齢者に至るまで健康づくりというのは、やはり大事に、基本的にしていかないといけないというふうに思っております。そういったことで、これからも学校現場、それから行政の分野等々でも健康づくりというのには取り組んでまいりたいというふうに思っております。

いろんな形で、子育て支援とかでもやっておりますけれども、これもひとえに健康づくりの一環でもあろうというふうに思っております、やはりすべては命を守るというところに原点がある、そして健康で長生きするということにつながっていくんじゃないだろうかということから、福祉の施策、子育て支援の施策の中心というのもそこに置いておるわけでございます。これからもそういった意味では力を入れてまいりたいと思っておりますので、どうぞよろしく願いいたします。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

ちょっと伺いますけれども、この保険金の改正は国の定めたことだと思うんですけれども、このことによって健康保険にしても入会がまた新たに困難になる方が見えると思うんですね。また、支払いにおいても非常に困難な方が見える可能性が多々ある。特に所得の低い人に対しての手当てが非常に寂しい中において、国で決められたことであるとはいえ、それに対するこの本巢市においての何か手当てがなされるようなことが計画の中にあられるなら御説明をいただきたいと思っております。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

○市民環境部長（藤原俊一君）

この保険につきましては、各自治体のところで改正するものであります。今、議員御質問の低所得者、あるいは弱者の方が値上げすることによって非常にまた苦しい状況になると、そういったときの何らかの手当てをというようなことであろうかと思っておりますけれども、随時窓口相談で個々に合った相談をしてみたいと。そのようなことで、個人個人、そういう状況に合った相談を常に心がけてやっていきたいと思っておりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ほかに質疑ありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第9号については、文教福祉委員会に付託したいと思っておりますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第9号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第8 議案第10号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第8、議案第10号 本巣市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

##### ○18番（鵜飼静雄君）

今回の改正については若干前進的な内容ではありますが、もともとこの延滞金の利率については非常に高い。今の世相からすれば、とてつもない利率になっています。これは基本的に地方税法で定められているということではありますけれども、恐らく地方税法は最高限度額を決めているので、それ以下にすることは地方の裁量でできるのではないかというふうに私は思いますが、どうなのでしょうということと、もしそうであるならば、やっぱりこれについても根本的に考え直す必要があるのではないかというふうに思っています。この点についてお考えをお伺いしたいと思います。

##### ○議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

##### ○市民環境部長（藤原俊一君）

この延滞金につきましては、社会保険の保険料等に係る延滞金を軽減するための厚生年金保険法の一部を改正するという事で、国の方でことしの1月1日に施行されたものでございます。当時は14.7%といったような額でございましたが、それが7.3%、それと同時に、前年の11月30日において日本銀行が定められる基準割引額、4%割合ですけれども、そのいずれか低いもので試算をしたということで、今回、延長することによってその率が下がるということで、全国、保険料についてそういう法改正によって定められたものでございます。したがって、私ども広域連合の観点から、少しでも軽減を図るようということで考えておりますので御理解をいただきたいと思っております。

[挙手する者あり]

##### ○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

##### ○18番（鵜飼静雄君）

今回の改正の中身については理解をしておりますし、ただその大もとになる利率そのものが現在の時勢に合っていないということで、今回、その半減するのを1ヵ月から3ヵ月に延ばすということで、その部分については前進けれども、その大もとが非常に高過ぎるわけですね。だから、そ

れについて、ちなみに、せんだって広域連合の議会がありまして、そのときにも同じ条例が出ましたので意見を申し上げたら、連合長は、できるかできないかはわからないけれども、検討はしたいという回答をしておりました。だから、我々がお金を預けても、あるいは借りても、こんな利息というのはないですわね、現実的に。だから、市としてどこまでできるかということは若干別にしても、やっぱり検討していく余地があるんでないかと、今の御時勢に合わせてということでお考えをお伺いしたんですが、税に絡みますので、総務部長、いかがですか。

○議長（遠山利美君）

鷺見君。

○総務部長（鷺見良雄君）

突飛な御質問であれなんですけど、先ほど話がございましたように、確かに地方税法上は7.3の14.6という規定がなされております。これは税法でございまして、確度が市中金利の動向等々の話は市民環境部長の方から、公定歩合の関係とか、そういうものによって定めがあるという話でございまして、地方税法は国民の三大義務の一つとして位置づけられておりまして、期限内納付を確実に履行するためのペナルティー的な意味もあるというように私ども考えておりまして、それとこれが直ちに準拠するものというふうには理解はしておりません。

ただ、議員の言われるように、現在の市中金利の動向その他を参酌してみた場合には、前進をしたといえども高い金利であるということは、私もそのように思うということだけでございます。

以上、回答とさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

ほかにありますか。

[挙手する者あり]

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

今、延滞金、税の関係というような形で納められるということなんですけど、これは上限も下限も国の方で定められておられるんですか。そのことを1点、ちょっとお伺いします。それから質問にかかります。

○議長（遠山利美君）

鷺見君。

○総務部長（鷺見良雄君）

国の地方税法に基づく法律等により定めがあるということで、それを受けまして市条例で定めをしているというのが現状でございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏝本君。

○2番（鏝本規之君）

上限が定められているということで、下限は定められてないということなんですか、そのことを伺ったんです。

○議長（遠山利美君）

鷺見君。

○総務部長（鷺見良雄君）

法律でございますので上限とか下限とかということではなしに、14.6という数字で延滞金を徴収するということでございます。ここにございますように、1ヵ月から今度3ヵ月に延びたということでございますが、その間に係る延滞金利息として7.3、それを超えた場合には14.6%をもって計算をするということでございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

私の知識不足かもしれませんが、これは決め事なんです。上限も下限もなしに。私が伺ったところで、ちょっと知識不足かもしれませんが、上限が決まっている、そういうことに対して市の条例で定めるという場合において、給料の改定もそうなんですけれども、そちらの方とちょっとひっかかるといけませんけれども、一応労働基準法では50%という、残業が25から50になるということでこの本県議会においても提案がなされている。それが決定事項であるというふうには定まってないんですね。今まで25%増しが50%増しになる。ですが、それ以上に上げることにいっては何ら制限がないというふうに伺っているんですね。だから、今回のこのことに関しても上限が定まっておられるとするなら、下限はこの市において独自にできるのではないかと考えたわけなんです。ただ、国の法として一つの形として上限も下限もない、ぴしっと枠が限られておるとするなら、これは、うもすもない、決め事であるから数字を変えるだけの提案ということになると思いますが、そういうふうに解釈してよろしいですか。

○議長（遠山利美君）

鷺見君。

○総務部長（鷺見良雄君）

御理解していただいて結構だと思います。決め事ということで理解をしていただきたいと思えます。

○議長（遠山利美君）

ほかにありませんか。

[発言する者なし]

これで質疑を終わります

お諮りします。ただいま議題となっております議案第10号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第10号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第9 議案第11号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第9、議案第11号 本巢市文殊の森公園条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第11号については、産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第11号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第10 議案第12号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第10、議案第12号 本巢市民文化ホール条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第12号については、文教福祉委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第12号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第11 議案第13号（質疑・討論・採決）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第11、議案第13号 本巢市特定環境保全公共下水道本巢浄化センター建設工事の委託に関する基本協定の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第13号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第13号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第13号を……。

[挙手する者あり]

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

議会自治法51条によりまして私の一身上の弁明の機会を与えていただきたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ちょっと待ってください。

○2番（鏑本規之君）

第51条には、議会において発言しようとする者は、あらかじめ議長に発言通知をしなければならないと定められております。ただし、一身上の弁明についてはこの限りではないと記されております。よって、今、提案をされました中が一つ区切りがつかしましたので、ここで発言の許可をお願いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

ちょっと待ってください。

ちょっと暫時休憩します。

午前9時38分 休憩

午前9時39分 再開

○議長（遠山利美君）

再開します。

これより議案第13号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立全員です。したがって、議案第13号 本巢市特定環境保全公共下水道本巢浄化センター建設

工事の委託に関する基本協定の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第12 議案第14号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程……。

[挙手する者あり]

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

やり直しになるで申しわけないけれども、先ほど述べたとおりなんですが、議会規則51条に基づき、一身上の弁明について発言の許可をいただきたいと思っております。一身上の弁明については議会だよりに掲載されたことですので、よろしく発言の許可をお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

暫時休憩します。

午前9時41分 休憩

午前10時55分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

[「議長」と呼ぶ者あり]

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

先ほど全員協議会でもう一言お話ししたかったんですけど、2日のときに、先ほどの話はあれでいいです。鏑本議員が指名されて発言を3回ほどされました。そのときに一身上の都合の弁明ということで発言をさせてくれとって、議長は、さっき全協で決まった、議運の委員長の報告どおりということで却下されましたね。だから、きょう要望書を出した、そのことはこの本議会についてのそういう前例がないということで要望書を出したわけです。本議会の鏑本議員が言われたことについて前例がないと言われたで、そのことについて、それはちょっとやっぱり発言を与えるべきじゃないかということでこれを出したわけです。そういうことなんです。

○議長（遠山利美君）

いいですよ、私は、はいはい。

○16番（大西徳三郎君）

だから、何遍も言いますが、そういう意思の弁明の機会を与えなきゃだめということは私は思っておるんです。

○議長（遠山利美君）

それは大西議員の思いで、それは先ほども言いましたように、今後については、またいろいろ検

討しますということでございますので御理解をお願いします。

〔「なら、議長、もう一つ」と呼ぶ者あり〕

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

少なくともこの6人の議員の連名で、このような要望書を出したわけですね。これも全然、今のずうっと話を聞いておると、全然認めてもらえんと。要望も聞き入れてもらっていないと。そういう状況において、これは正直言って市民にも、この今の議会の内容についても全く関係のないことで、今、我々がワーワー言っておるわけですね、これ。非常に情けない、次元の低いことを我々は言っておるわけですよ。だから、それをおさめるぐらいのことは、みんなで本当はおさめてしまわなきゃならんのではないですか。

○議長（遠山利美君）

だから、それについては、もう十分に議論していただいて今までに結論が出ておるから、何回も繰り返してもいかんということで、いろいろこの前お話のとおりでございますので、何もやっておらんというわけじゃないです、こちらも。大西さんもよう御理解してもらわんといかんと思います。お願いします。

日程第12 議案第14号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第12、議案第14号 根尾……。

〔「2番 鏝本規之」と呼ぶ者あり〕

発言は許可しません。

〔「議事進行」と呼ぶ者あり〕

〔「今の話の中でとても理解のできるような議会ではありませんでしたので、私はこのような議会の中における審議ができませんので退席をさせていただきます」と2番議員の声あり〕

〔2番 鏝本規之君 退場〕

〔「議事進行してください」と呼ぶ者あり〕

はい。

では、日程第12……。

〔挙手する者あり〕

黒田君。

○3番（黒田芳弘君）

私も今、大西議員がいろんな要望書も出されて、いろいろ議長にお願いしましたが、やっぱり聞き入れていただけない。要望書を出しました一員として、私もこの今のままでは審議に加わることはできませんので退席をいたします。

〔3番 黒田芳弘君 退場〕

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠山利美君）

はい。

○10番（中村重光君）

私も同意見でございますので退席させていただきます。

〔10番 中村重光君 退場〕

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

はい。

○16番（大西徳三郎君）

一番最初に名前が書いてあります。本意ではありませんけど、やっぱり議長に再考をお願いしたい、その抗議を含めて私も退席します。

〔16番 大西徳三郎君 退場〕

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

若原君。

○12番（若原敏郎君）

私も大西議員の要望書の中に、同意見でございますので、議長をお願いしたつもりでございます。一身上の弁明の中で、鏝本議員が一連の議事の中で弁明の機会が与えられないということは大変問題があると思います。議長に対しても議会運営委員会に対しても……。

〔発言する者あり〕

この件につきまして、やはり再度検討していただくということと、このまま進められていくということは私もちょっと不本意ですので、退席することに対しては大変私も心苦しいんですが、退席させていただきます。

〔12番 若原敏郎君 退場〕

〔発言する者あり〕

〔「やめたらいいとか、そういう話はおれは適正を欠くと思う。何でやといたら、議会はみんな話をして、そして解決していくのが普通じゃないかと思う、こんなふうになって歯抜けでどうこうと……。」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠山利美君）

暫時休憩します。

午前11時01分 休憩

午後1時12分 再開

〔2番 鏝本規之君 入場〕

[3番 黒田芳弘君 入場]

[10番 中村重光君 入場]

[12番 若原敏郎君 入場]

[16番 大西徳三郎君 入場]

○議長（遠山利美君）

開会前に私の方から、先ほど大西議員ほか5名の方から要望書が出ました件につきましてですが、この皆さん方の気持ちは十分に理解できますので、今後におきましては、また皆さん方と一遍協議の場を設けながら前向きに検討するつもりでございますので、ひとつ御理解をお願いしたいと思います。

休憩前に引き続き会議を開きます。

日程第12 議案第14号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第12、議案……。

[「動議」と呼ぶ者あり]

[「動議に賛成」と呼ぶ者あり]

何の動議ですか。

○2番（鐔本規之君）

議会だよりに書かれていたことに対してでございます。

○議長（遠山利美君）

今、動議が出ましたけれども、賛成の方、お見えですか。

[「それではわかりませんね」と呼ぶ者あり]

[「その動議の内容というのが」と呼ぶ者あり]

もう少し、なら詳しく。

○2番（鐔本規之君）

じゃあ、内容について少し説明をさせていただきます。

○議長（遠山利美君）

タイトル、内容はまた別ですから。

○2番（鐔本規之君）

ああ、そうか、何をですか、動議の。

○議長（遠山利美君）

どういうことを動議に出されたか、どういう件について。

○2番（鐔本規之君）

まず、議会だよりの中において、議会だよりは議会の中で唯一の機関紙であります。その中において私の意思のことではない文面が記載されております。そのことに対して市民の方からいろいろ

な御意見をいただいております。そのことに対しての動議であります。

○議長（遠山利美君）

今、鏝本議員から説明がございました件の動議につきまして賛成の方、お見えですか。

〔「動議に賛成」と呼ぶ者あり〕

今、鏝本君から動議が出された件につきまして賛成者がございますので、動議は成立しました。議事の都合により暫時休憩します。

午後1時15分 休憩

午後1時39分 再開

○議長（遠山利美君）

休憩前に引き続き会議を開きます。

お諮りします。議会だよりの中で私の意思でない文面が記載されていることについての動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。よって、本動議を日程に追加し、追加日程第1として直ちに議題といたします。

追加日程第1 議会だよりの中で私の意思でない文面が記載されていることについて（上程・採決）

○議長（遠山利美君）

追加日程第1、議会だよりの中で私の意思でない文面が記載されていることについてを議題とし、採決します。

本件の動議について賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立少数です。したがって、議会だよりの中で私の意思でない文面が記載されていることについての件については、許可しないことに決定しました。

日程第12 議案第14号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

続きまして、日程第12……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

2番 鏝本規之君。

○2番（鏝本規之君）

議題としないことにしましたということですね。議題として提案されたから、今のやつ、私のやつ。だから、議題として提案をしないことに、この本議会で決定したということですね。

○議長（遠山利美君）

そうです。

〔「了解しました」と2番議員の声あり〕

〔発言する者あり〕

だから、これはもう取り上げないということやよ。

〔発言する者あり〕

〔「議長、指名して御発言をいただきたいと思います」と呼ぶ者あり〕

ごめんなさい。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

より正確に言えば、議題として取り上げたけれども、この件については賛成少数によって鏝本議員の動議の目的については議会としては認めないということを決めたということではないですか。

○議長（遠山利美君）

以上でございます。

#### 日程第12 議案第14号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第12、議案第14号 根尾西辺地に係る総合整備計画についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第14号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第14号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第14号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第14号 根尾西辺地に係る総合整備計画については、原案のと

おり可決することに決定しました。

### 日程第13 議案第15号（質疑・討論・採決）

#### ○議長（遠山利美君）

日程第13、議案第15号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第15号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第15号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第15号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第15号 本巣東辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

### 日程第14 議案第16号（質疑・討論・採決）

#### ○議長（遠山利美君）

日程第14、議案……。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

鏝本君。

#### ○2番（鏝本規之君）

今ですね、どうも携帯電話を持ち込んでおられる人がおるようですので、議長として許可をされておられますか。

#### ○議長（遠山利美君）

許可はしておりません、別に。

#### ○2番（鏝本規之君）

許可されない人は議場の中に入れない規則になっておりますので、退席を願うようにしてください

い。以上。

○議長（遠山利美君）

ちょっと暫時休憩します。

午後1時43分 休憩

午後1時48分 再開

○議長（遠山利美君）

再開します。

#### 日程第14 議案第16号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第14、議案第16号 金原辺地に係る総合整備計画の変更についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第16号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第16号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第16号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第16号 金原辺地に係る総合整備計画の変更については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第15 議案第17号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第15、議案第17号 市道路線の廃止及び認定についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[発言する者なし]

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第17号については、産業建設委員会に付託をしたいと思います。これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、議案第17号は産業建設委員会に付託をすることに決定しました。

## 日程第16 議案第18号（質疑・討論・採決）

### ○議長（遠山利美君）

日程第16、議案第18号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第4号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

### ○18番（鵜飼静雄君）

2点伺います。

一つは、10ページに生涯学習施設「ながみね」の使用料の減額がございます。当初予算235万円、今回173万9,000円の減額となって、差し引き61万1,000円が残るということとなりますが、この「ながみね」の利用というのは、この61万1,000円残ったということ、途中まで利用して、それ以降利用を中止したというふうに理解すればいいのでしょうか、その状況についてお伺いをいたします。

二つ目は、22ページに全天候型スポーツ施設の予算が計上されています。あらかじめいただいた資料によりますと、この全天候型スポーツ施設に係る予算は1億3,774万9,000円となっておりますが、22ページのところを見ますとトータル1億3,752万6,000円なんですが、その差の22万3,000円というのは一体どこにあるのか、お伺いしたいと思います。

それと、この件に関してもう1点お伺いしたいのは、この施設というのはもともと市長の温情から計画をされていったというふうに思っています。たまたま地域活性化・きめ細かな臨時交付金事業というのがあって、これを現実に進められているというふうに思っていますが、本当に今必要な施設なのか、また仮にそうだとした場合でも、場所や規模など、本当に今計画されている内容が最善なのか、いろいろな疑問を感じざるを得ません。

2日の全協における市長の説明を聞きますと、全市で1カ所という前提で規模や位置を決定されたというふうに受けとめていますけれども、同時に、要望があれば他地域でもというふうに受けとめられかねないような発言もございました。議員の中でもさまざまな受けとめ方がなされています。

そこで、改めてお伺いしたいと思います。

将来はどんなことが起こり得るかわかりませんので、将来のことは別にしまして、現在の考えを改めて明確にさせていただきたいというふうに思います。

また、これに関連して、さらに現在の財政状況、または5年先、あるいは10年先の状況を見据えた財政運営を市長は常々口にされ、そういう観点から不要不急の新規事業などを抑え、本当に市民にとって必要な事業に予算を回しているということを言っておられます。そのことは、まさに私もそのとおりだというふうに思っていますが、そのことと今回のこととの整合性はどうかのなあ、若干疑問がございますので見解をお伺いしたいと思います。以上です。

**○議長（遠山利美君）**

成瀬君。

**○教育委員会事務局長（成瀬正直君）**

鵜飼議員の、まず第1点目の御質問でございますけれども、生涯学習施設「ながみね」の歳入の減でございますが、当初予算では235万の歳入がございました。それで、今回173万9,000円、この部分の減額なんですけど、実際鵜飼議員が言われましたように、今年度も4月から利用していただいております。一応61万1,400円ほど12月末までに歳入として受けております。その後、収入の見込みがないということで、今回、その差額分の173万9,000円、この部分の減額をさせていただきました。

そして2点目の全天候型の施設の23万3,000円の差につきましては、工事費と役務費、また委託料等が今回この予算で見込んでおりますが、委託料の中の設計監理委託で南部ふれあい会館の部分の22万3,000円、この部分が減になっておりますので、その部分と相殺するとその金額になるということでございます。

**○議長（遠山利美君）**

市長 藤原勉君。

**○市長（藤原 勉君）**

それでは、全天候型のスポーツ施設のことにつきましてお答え申し上げたいと思います。

鵜飼議員の方から市長の温情というようなお話が出ましたけれども、決して温情でこういう施設をつくるというわけではございません。御案内のように、市内には雨が降ったときに外でできる施設が1カ所もないというようなこともございますし、そういったことで、ひとつ今回建設しようということで建設を計画したものでございます。もちろん、その背景には団体要望ということもございました。しかし、そういう要望は、その競技団体だけの施設云々じゃなくて、多目的に使うというようなことで、できるだけ市の行事等々、それから皆さん方のいろんな場に使っていただきたいということで、多目的ということで今回建設させていただくものでございまして、決して私の温情でどうのこうのとかというものではございませんで、市として一つぐらいこういうものがあってやっていってもいいんじゃないだろうかということで、今回建設させていただくものでございます。

そしてまた、そういったことがございますので、ぜひ幅広く、いろんな形に皆さん方にお使いいただきたいという思いをしております。私どもが計画をしているものだけじゃなくて、以外のいろ

んな形でお使いいただければいいかなという思いをしております、ぜひ利用度をどんどん高めていただいて、つくってよかったなあというように思っただけのような、ぜひ施設にしていきたいし、そうなってほしいというふうに思っております。

確かに今お話しのように、5年後、10年後を見ていきますと、財政厳しい状況でございます。その一方では、提案説明の中でもお話し申し上げましたように、これからの少子・高齢化社会、また地域活性化対策等々もありまして、やはりそういったものは金がない金がないと言いながらも、これからもその部分は取り組んでいかなきゃいけないということでございまして、今回、この施設も高齢化対策や福祉対策にも資し、また建設事業ということで地域活性化にも資するよなということで、今回、計画をさせていただいたものでございます。

将来にわたっては、議員のお話のように、まだまだ不確定要素もございすけれども、将来計画云々は、やはりこの施設をうまくたくさん使っていただいて、いっぱい使っていただいて、まだまだとてもこれではカバーできないよというような事態が将来起こり得れば、そのときにまた考えていかなきゃならないんでしょうけれども、現時点では、とりあえず今の施設を最大限使っていただくように、そして市民みんなの方に使っていただける施設になってほしいという思いをいたしております。

そういったことで、今回ののは市民に喜んでいただける施設というふうに私は思っておりますので、どうかこの辺を御理解いただいて、よろしく願い申し上げたいというふうに思います。以上でございます。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

1点目の「ながみね」についてでありますけれども、今、補正予算ですので当初予算のことに触れるのはなんですけれども、新年度はもちろん、もちろんと言うとなんですけれども、使用料の収入は計上されていませんね。ですから、結局今年度はまさに縮小、さらに利用の停止という方向へ進んでくる中で61万1,000円の収入が今年度はあったと。だから、実際の活用としては、もう現段階で言えばストップしているということですね。その点だけを確認しておきたいと思います。

2点目については温情をいっぱい否定されましたけれども、それは私の思いですので、そういう点が多々あったなあというふうに思わざるを得ない部分がありましたんで、そのことが悪いとかという意味で言っておるわけではありませんので、そうあえて否定してもらわなくても結構です。

ただ、進め方については、たまたま臨時交付金があったということがあったせいだとは思いますが、もう少し時間をかけてじっくりやった方がよかったんじゃないかということも正直言って思っています。そのことだけ申し上げておきます。

○議長（遠山利美君）

成瀬君。

○教育委員会事務局長（成瀬正直君）

「ながみね」の件でございますけれども、鵜飼議員が言われましたように新年度予算、当初に計上しておりません。今年度、ずうっと様子を見る中で利用者の数も年々減ってくるような状況、それと同時に施設自体が非常に古い、老朽化しておるといようなことで、今後続けていって、もし事故でもあったりとか、そういったことがあると非常に困ると、そんなようなこと、また経費削減等、そういったことも踏まえまして新年度は一応予算計上しておらないと。

今現在、利用についても、ちょうど冬場ですので割と申請等もございませんので、今現在使っていないような状況でございますが、申請等があった段階、例えば来年度の申し込み等、そういった場合においては、今現状のお話をさせていただく中でお断りをしておると、そんなような状況でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（遠山利美君）

瀬川君。

○13番（瀬川治男君）

全天候型の施設につきましては、大変ありがたいことだと、市民の健康管理の面からも、午前中出ておりましたように、健康保険の問題につきましても大変いいことだと思っております。

ただ、この間の全員協議会のときに芝生の件について私ちょっとお尋ねしておきましたが、例えば屋根をかぶせて芝がはがれた、枯れたというときに、後々処理しないかんという問題になってくると思うんです。だから、この間お話しした時点のときと今現在の、これは採決するわけですが、変化はあるのか、どういうお考えなのか、ちょっとお聞かせ願いたいと思います。

○議長（遠山利美君）

教育長 白木君。

○教育長（白木裕治君）

先日の全協のときにお教えいただいたわけでございますけれども、現段階ではまだそのことまで含めて考えておりませんでした。それが正直なところでございまして、今後ということで検討させていただきながら、最善の位置設定も行ってまいりたいと、そんなふうに考えているところですが、よろしく願いいたします。

○議長（遠山利美君）

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第18号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第18号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

**○18番（鵜飼静雄君）**

今回の補正予算につきましては、全天候型を除けばいろんな配慮が十分なされているなあというふうに正直思っています。けれども、先ほど少し申し上げましたように、これについてはたまたま予算があったということはあっても、やっぱりもう少しいろんな慎重な協議とか、話し合いとか、そうした上で規模、場所、そういったものを決めてやっていくということが必要ではなかったかという部分と、もう一つ、国民健康保険税のときにいろいろと申しましたけれども、普通の世帯で7割もの負担増になるような、本当に大変な状況が一方で生まれている。1億数千万使うのであれば、それがこういう建物がいいのか、あるいは少しでも負担を軽くするために、仮に単年度であっても、そういったことがどちらがいいのかということも含めて、やっぱり慎重に考えるべきではなかったかというふうに思っています。

いろんな住民サービス、あるいは福祉、特に子供たちの福祉に対して非常に頑張ってやっておっていただけるだけに、このあたりについてももう少し慎重さがあってもよかったんじゃないかというふうに考えざるを得ません。

そういう観点から、本補正予算については反対をいたします。

**○議長（遠山利美君）**

ただいま反対の発言がございましたけれども、賛成の発言はありますか。

[挙手する者あり]

後藤君。

**○14番（後藤壽太郎君）**

今、反対がありましたが、昼前の議論でもありましたように、健康管理の上においても、そして雇用創出、そして地域の活性化等々においても大変いいことだということを思っておりますので賛成をいたします。

そして、この問題につきましては、前からある会の方からも署名、連名で要望事項等も出てきておりますので、ぜひともよろしく願いいたします。

**○議長（遠山利美君）**

これで討論を終わります。

これより議案第18号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

[賛成者起立]

起立多数です。したがって、議案第18号 平成21年度本巢市一般会計補正予算（第4号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第17 議案第19号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第17、議案第19号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第19号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第19号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第19号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第19号 平成21年度本巢市国民健康保険特別会計補正予算（第3号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

日程第18 議案第20号（質疑・討論・採決）

○議長（遠山利美君）

日程第18、議案第20号 平成21年度本巢市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第20号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第20号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第20号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第20号 平成21年度本巣市後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第19 議案第21号（質疑・討論・採決）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第19、議案第21号 平成21年度本巣市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

〔発言する者なし〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第21号については、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第21号は委員会付託を省略することに決定しました。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

討論なしと認めます。これで討論を終わります。

これより議案第21号を採決します。

本案を原案のとおり可決することに賛成の方は起立願います。

〔賛成者起立〕

起立全員です。したがって、議案第21号 平成21年度本巣市老人保健医療特別会計補正予算（第1号）については、原案のとおり可決することに決定しました。

#### 日程第20 議案第22号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第20、議案第22号 平成22年度本巣市一般会計予算についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鏑本君。

○2番（鏑本規之君）

7号、本巢市の職員の給料に関することに触れるかとは思いますが、今回のこの予算の中に、総務委員会に付託された分ですから、そのことには余り触れませんが、今まで残業手当が25%だったものが今回50%になるということで提案がなされているんですけども、この50%になるというのはまだ決定ではないし、結果としては何かあったときにはということも考えられるんですね。60時間を超えた場合という提案もなされておりましたけれども、本市において近年中にその残業が60時間を超えられたような職員さんがおられるのかなあという気もしております。去年のことに関しては聞いておりますけれども、1名もないということなんですけれども、昨年から、選挙が重なるとそういうふうには60時間を超えることがあり得るということなんですけれども、私の考えの中においては通常においては60時間を超えることがない。けれども、災害とか、いろいろなことがあった場合に60時間を超える場合があるであろう。そういうときのことも想定した中において、この50%にするよということがもう少し高くなっても、本当の災害のときには非常に難儀をして、自分の家庭のことも顧みないで市民のために一生懸命で働いてくれると。前に新潟の村長さんが地震のときに、職員が物すごく難儀をされたというようなことを聞いておりますので、そういうときがあったことを想定しまして、ある程度今回の予算に組み込まれているのか。また、選挙もあるということを知っておりますので、ことしの予算の中にそういうことも組み込まれているのか、またそういう災害が起きたときに特殊な手当がどこかで配分されるような予算配分がされておるのかをお伺いいたします。

○議長（遠山利美君）

総務部長 鷺見君。

○総務部長（鷺見良雄君）

お答えをします。

まず、時間外勤務手当の関係につきましては、議員御指摘のとおり、条例改正の中でお願いをしていくものでございます。月60時間を超える時間外手当について、現行の25%割り増しから50%の割り増し、超える部分について50%の割り増しを支給しなさい。基本的には労働基準法によってそれらの部分が規定をされたわけでございます。市職員については、それぞれの時間外手当につきましては、100分の125から100分の165というような形の中でそれぞれ割り増しを認めておるのが現状でございます。それらに対しまして、すべての時間外について月60時間を超えた場合には25%、さらに割り増しするというところでございます。

そういう中で、果たしてそういう勤務状況が通常あっていいのかというような御質問だろうと思っております。職員の健康管理、その他労働環境の面から考えますと、あくまでもイレギュラーな部分、

通常でない部分でそういうことが起こるということで、議員御指摘の災害とか選挙が重なった場合という想定になろうかと思えます。

しかしながら、職員の健康管理を考える中では、そういう場合であっても可能な限り、代休措置と申しますか、休み等をとって自分の健康管理を考えていただくような形の中で、万が一、そういうことができない場合には手当として支給をするという形をとっていきたいと考えております。

あわせて、22年度予算の中にそういうことが反映してあるのかということでございます。これらについては、現在のところ、時間外手当を一定の枠としてとっておりまして、それらが勤務状況によってどうしても不足するということになりましたら、また補正予算等で増額をお願いをしていくものと考えておりますので、御理解をお願いいたします。

以上、回答とします。

○議長（遠山利美君）

ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。平成22年度本巢市一般会計予算のうち、総務企画委員会の所管に属する予算については総務企画委員会に、文教福祉委員会の所管に属する予算については文教福祉委員会に、産業建設委員会の所管に属する予算については産業建設委員会に、以上、それぞれ所管の委員会において協議を行いたいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第22号については、それぞれ所管する三つの委員会において協議することに決定いたしました。

日程第21 議案第23号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第21、議案第23号 平成22年度本巢市国民健康保険特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第23号については、文教福祉委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第23号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第22 議案第24号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第22、議案第24号 平成22年度本巢市後期高齢者医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

この件について簡単にお伺いいたしますが、保険料の普通徴収の徴収率、徴収状況はどうでしょうか。それと、それにあわせて滞納者に対する対応、また資格証明の発行というような点についての状況をお伺いしたいと思います。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

○市民環境部長（藤原俊一君）

第1点目につきましては、普通徴収の収納率……。

○18番（鵜飼静雄君）

すぐ出なければ結構です。

○市民環境部長（藤原俊一君）

申しわけありません。特徴分で82%……。

○18番（鵜飼静雄君）

だから、後からで結構ですが。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

資格証明書というのはどういう状況かもわかりませんか。

○議長（遠山利美君）

市民環境部長 藤原君。

○市民環境部長（藤原俊一君）

資格証明も……。

○18番（鵜飼静雄君）

わからなければ、また……。

○市民環境部長（藤原俊一君）

後からまた、すみません。

○18番（鵜飼静雄君）

特に資格証明書について、昨年の10月26日に厚生労働省から通知が出されています。資格証明書発行で厳格な運用に関する通知ということで、資格証明書の発行は、例えば十分な収入があるにもかかわらず保険料を納めない悪質な場合と、資格証明書を交付しても必要な医療を受ける機会が損なわれないと認められる場合に限る、こういう通知が出されています。そういったことがきちんと生かされているかどうかということを知りたかったわけでありますが、今すぐわからなければ後ほど結構ですのでお願いいたします。

○議長（遠山利美君）

ほかに質疑ありますか。

〔発言する者なし〕

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第24号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第24号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第23 議案第25号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第23、議案第25号 平成22年度本巣市老人保健医療特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第25号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第25号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

日程第24 議案第26号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第24、議案第26号 平成22年度本巣市簡易水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第26号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第26号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第25 議案第27号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第25、議案第27号 平成22年度本巢市農業集落排水特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第27号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第27号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第26 議案第28号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第26、議案第28号 平成22年度本巢市公共下水道特別会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第28号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第28号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第27 議案第29号（質疑・委員会付託）

##### ○議長（遠山利美君）

日程第27、議案第29号 平成22年度本巢市水道事業会計予算についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

質疑なしと認めます。これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております議案第29号については、産業建設委員会に付託したいと思います。これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、議案第29号は産業建設委員会に付託することに決定しました。

## 日程第28 請願第1号（質疑・委員会付託）

### ○議長（遠山利美君）

日程第28、請願第1号 永住外国人に対する地方参政権付与に反対する旨の意見書提出を求める請願についてを議題とします。

これより質疑を行います。

質疑ありませんか。

〔挙手する者あり〕

鵜飼君。

### ○18番（鵜飼静雄君）

紹介議員にお伺いをいたします。

この中で意見書（案）というのが添付されています。これをもとにお伺いしたいと思いますが、まず大前提として、永住外国人については義務は当然課されているわけであり、義務は課されるけれども、権利が不十分だということを考えてみたときに、地方参政権の付与というのは一つの時代の流れだというふうに私は思っています。

この中ほどに、「平成7年2月28日の最高裁の判決で憲法が選挙権を保障しているのは日本国民で、その保障は外国人に及んでいない」ということが記載してあります。そういうことで、このときの判決を引き出してみますと、確かにそう述べていますが、同時に、地方自治体に関しては、結論的に申し上げると、「選挙権を付与する措置を講ずることは憲法上禁止されているものではないと解するのが相当である」というふうに明記しています。したがって、このときの最高裁の判決も、一方では日本国民に選挙権があるんだと。でも、それぞれの地方において、そんなような措置を講ずることによって選挙権を付与することについては、憲法上何ら問題がないという見解がこのときの判決であります。そういうことからすれば、この書き方については一方的ではないかというふうに思わざるを得ませんが、その点についての見解を伺います。

### ○議長（遠山利美君）

大西君。

### ○16番（大西徳三郎君）

今、意見書についての質疑だと思いますけど、皆さんに提出した請願の内容、私、紹介議員で内

容は既に説明しましたが、意見書についての案はまだ出しておりません。皆さん、配られておらんとお思います。これから委員会へ付託されると思っておりますが、そこで審査してもらって意見書をまとめていただくということになると思っておりますので、今質問されても、その案もできていないのが現状かと思っておりますので、よろしくお願ひします。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

この案はよそでつくられてきたものでありますので、だから、そういう団体の考え方を明確にする上で申し上げたんですが、じゃあ、この請願の中身に沿って申し上げると、内容の3行目の中ほどから下の方にこう書いてありますね、「参政権付与は違憲であると主張するようになった」と。参政権付与が、要するに違憲だということを明記しています、ここで。そうではないということをお願いするために先ほどの判決文を申し上げたんですが、判決文からすれば違憲だとは書いていないですね。だから、そういう点で矛盾があるのではないかと。一部分を取り上げて、これは違憲だ違憲だというふうに言うのはいかなものかというふうに思ってお伺いをしたわけでありまして。

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

その部分において委員会においてきちっと検討していただきたいと思ひます。

それと、高田委員長から紹介議員として委員会に出てほしいという要請がありますので、それにかたえて、そのときにお答えもできるかと思ひます。

○議長（遠山利美君）

ほかにありませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第1号については、総務企画委員会に付託したいと思ひますが、これに御異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

異議なしと認めます。したがって、請願第1号は総務企画委員会に付託することに決定しました。

#### 日程第29 請願第2号（質疑・委員会付託）

○議長（遠山利美君）

日程第29、請願第2号 選択的夫婦別姓導入に反対する旨の意見書提出を求める請願についてを議題といたします。

これより質疑を行います。

質疑はありませんか。

[挙手する者あり]

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

今回は請願に沿って申し上げますが、内容の5行目の途中から「嫌悪感や違和感を感じる中・高生の割合は7割を超えるという調査結果がある」とか、あくまでも選択的という前提つきでありますけれども、選択的夫婦別姓に反対する声が多いんだということをいろいろ言っておられますけれども、各種世論調査の結果というのは把握されているでしょうか。

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

これも委員会へ付託されるでしょうから、そこで検討してもらえばいいですけど、少なくとも言われたことについては、世論調査とか、調査の仕方はいろいろあるかと思います。しかし、我々としては、この7割を超えるという、その調査があるという報告を受けておりますので、このように請願が出てきたということで紹介したままであります。

[挙手する者あり]

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

少なくともそういう方向で出されるのであれば、いろんな世論調査、これは例えばインターネットを使ってホームページを見ればいろんな調査結果というのが出ています。そういったものを見れば傾向というのはわかるわけですから、そういったことも踏まえながら紹介議員になる場合はやってほしいということを思います。

私もそうたくさんは引き出しませんが、例えば例を申し上げますと、2003年に中央調査社というところがやった世論調査によりますと、全体としては2003年のときには反対派が男性65.7%、女性52.3%でございました。でも、その中で積極容認派が20代では54.7%、30代では54.5%というように、まさに結婚する対象年齢の人たちの中では夫婦別姓を求める声が多いということが明らかになっています。

また、2006年に内閣府が行った調査では、現在の法律を改める必要はないというのが35.03%、法律を改めても構わないというのが36.6%と拮抗しています。こうした状況もしっかり踏まえながら、あるどこかから借りてきた数字だけにこだわらずに、きちんと考えていく必要があるというふうに思っています。

それとあわせてもう一つお伺いしたいのは、請願の中には導入に反対する意見書を出しているというふうになっています。ただ、その団体がよそで案として出されているのを見ますと、慎重な対応を求めるといふふうになっています。そのあたりの整合性が全くないというふうに言わざるを

得ませんが、そのあたりについていかがでしょうか。

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

最後には「政府・与党には慎重な対応を求める」、そこで閉じております。それが今言われたと同じことかなと思いますけど、まあそういうことです。

〔挙手する者あり〕

○議長（遠山利美君）

鵜飼君。

○18番（鵜飼静雄君）

もうこれで終わりますけれども、いいですか、そういうことであれば請願のタイトルがおかしいんじゃないですか。導入に反対するというふうに請願になっている、それをあなたは紹介議員として出されてきた。内容的には、やっぱり慎重にやってくれということであれば、その請願のタイトル自体をやっぱり変えて出してくれということはこの団体に言った上でやるというのが筋じゃないかというふうに思いますが、どうでしょうね。

○議長（遠山利美君）

大西君。

○16番（大西徳三郎君）

今、るるいろいろ質問を受けましたけど、最後は、やっぱり考え方が違うのかなど。もともと私は夫婦、選択的ですけど、夫婦別姓には断固反対と、ずうっと自分の意見を持っておりますし、そういう思いであります。

だから、情報とかいろんなことで、こんなことを言ってはあれですけど、やっぱり都合のいいものを我々も出してくるかもわからんけど、反対される方もいろんなものをとらえられるのかなど。それは、後、総合的に判断してもらえばいいと思いますけど、これは委員会に付託されるもので、そこでまた十分検討していただきたいと思います。

○議長（遠山利美君）

これで質疑を終わります。

お諮りします。ただいま議題となっております請願第2号については、文教福祉委員会に付託したいと思いますが、これに御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

異議なしと認めます。したがって、請願第2号は文教福祉委員会に付託することに決定しました。

#### 散会の宣告

○議長（遠山利美君）

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

3月11日木曜日午前9時から本会議を開きますので御参集ください。

なお、本日、各常任委員会に付託しました議案の付託表がお手元に配付してあります。念のため、各委員会の開催日と場所を申し上げます。

総務企画委員会は、3月15日午前9時から本庁舎3階第1委員会室で、文教福祉委員会は、3月16日午前9時から真正分庁舎3階第1委員会室で、産業建設委員会は、3月17日午前9時から糸貫分庁舎2階特別会議室で開催します。

本日はこれにて散会いたします。大変お疲れさまでした。御苦労さまでした。

午後2時36分 散会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員